

(平成23年6月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月及び同年 3 月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 50 年 2 月末に会社を退職し、同年 3 月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を付加保険料も併せて 57 年 3 月分まで納付した。

しかし、私の年金記録を確認したところ、国民年金は昭和 57 年 2 月 1 日付けで資格を喪失し、申立期間は未加入期間となっていた。

私は、任意加入の資格喪失申出書を提出した覚えは無く、A 市役所 B 支所に問い合わせたところ、国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料は納付済みであるが、57 年 2 月 1 日付けで資格喪失と記載されていることが分かった。

また、年金事務所は、申立期間は未加入期間のため、当該期間の国民年金保険料を還付すると言っているが、納得できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び B 村（現在は、A 市）の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金被保険者資格喪失年月日は昭和 57 年 2 月 1 日であることが確認でき、申立期間は未加入期間とされているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の昭和 56 年度の保険料納付記録欄には「○納○付」のゴム印が表示され、B 村の国民年金被保険者名簿の資格欄には「○附 50.3.31」、保険料納付状況欄には「○納」のゴム印が表示されているにもかかわらず、共に還付が行われた記録は無い。

また、申立人は、国民年金被保険者の任意加入の資格喪失申出書を提出した覚えは無いとしており、昭和 57 年 4 月 1 日に C 共済組合の組合員資格を取得したこと以外に、申立人が任意加入の喪失に係る申出を行う特段の事情も見当たらない上、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の資格喪失年月日欄に「○」の中に「57/5」と確認できるゴム印の表示について、日本年金機構 D ブロック本部 E 事務センターは、「当該資格喪失年月日の記録を昭和 57 年 5 月に社会保険庁（当時）へ進達したことを示している。」と回答しているものの、申立人が当該共済組合員の資格取得月まで加入したとしている申立期間に係る保険料を既に納付していたにもかかわらず、申立期間中の 57 年 2 月 1 日に資格喪失に係る申出を行うとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 52 年 3 月まで

私の母が、社会保険庁（当時）から送付されてきた「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便）について回答しなかったため、平成 21 年 2 月 25 日付けで送付されてきた「回答を催促するハガキ」を受けて、私が母の代わりに回答を行った。その後、社会保険庁から送付されてきた「国民年金老齢年金裁定請求書^⑩」を、同年 4 月 20 日に提出したところ、後日、老齢年金が裁定され、年金振込通知書が送付されてきた。

その後、社会保険庁は、平成 21 年 8 月 6 日付けで昭和 36 年 6 月に遺族年金の受給権が発生していたとして、同年 4 月から 52 年 3 月までの約 16 年間にわたり承認されていた国民年金保険料の免除期間のうち、国民年金の強制加入期間とならない 36 年 6 月から 52 年 3 月までの免除期間を取り消し、未加入期間とした上で、国民年金老齢年金の受給権は無いとして、平成 21 年 9 月 7 日付けで裁定取消を行った。

しかし、国民年金の免除申請の受付窓口であった A 市役所で 16 年間の長期にわたり国民年金保険料の免除が承認されていたのは事実であり、保険料が免除されていたことについて、私の母には何の落ち度もなかったと思われるのに、国民年金加入終了後、長期間経過し、一旦国民年金の老齢年金が裁定された後に国民年金の免除記録を取り消されたことに納得がいかない。

申立期間を元の国民年金保険料の免除期間に戻してほしい。

(注) 申立ては、申立人の次男が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されており、社会保険庁から送付されてきた「回答を催促するハガキ」への回答後、国民年金の老齢年金の裁定請求を行った結果、同老齢年金が裁定されたところ、申立人の夫の死亡に伴い、厚生年金保険の遺族年金の受給権者となっていたことにより、国民年金の強制加入対象者でないことが平成 21 年 8 月に判明したことから、申立期間の国民年金被保険者資格が取り消され、申立期間が、国民年金の未加入期間と訂正された上、国民年金保険料の免除記録を取り消されている。

しかしながら、申立人の夫の死亡に伴い、申立人は遺族年金の受給権者となって以降、昭和 36 年 6 月 1 日から申立人が国民年金の強制被保険者でなくなり、国民年金保険料の免除申請が行われた都度、免除申請ができる者の要件を満たしていないにもかかわらず、免除の申請を受け付ける状態が約 16 年にわたり継続したことは、本来、免除申請を行える強制被保険者に該当していたかを確認して免除申請を受け付けるべきであった行政側において不適切な事務処理が行われていたと考えられる。

また、申立人の老齢年金の受給権が発生した昭和 57 年から裁定が行われた平成 21 年 7 月まで、約 27 年が経過しており、この間においても、申立期間は国民年金保険料の免除の状態が長期間継続していることが確認できる。

このように、申立人の国民年金保険料の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、約 27 年の長期間にわたり醸成されてきたものであり、免除申請時の行政の対応も必ずしも十分なものではなかったことを踏まえると、後日になって、申立期間について、保険料の免除を行うことが制度的に可能な強制被保険者期間でなくなったことを理由として、免除記録の取消しを行うことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月1日から29年4月5日まで
② 昭和30年3月1日から32年5月1日まで
③ 昭和32年4月5日から36年3月25日まで

私は、年金受給手続を行った際に初めて、申立期間について脱退手当金が支給されている記録になっていることを知ったので、年金記録問題が報道で取り上げられた後も、二度、年金相談に行ったが、記録を訂正してもらえなかった。

私は、脱退手当金が支給されたという昭和37年4月30日時点において、転居しており、脱退手当金を請求も受給もできなかったと思うし、今回、年金事務所から脱退手当金に係る通知が届き、受け取っていないことを確信したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合には、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について番号の重複取消処理を行った上で支給することとなるが、申立てに係る三つの厚生年金保険加入期間は二つの異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消処理が行われていない。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和37年4月30日に支給決定されたこととなっており、申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性（申立人を含む。）のうち、申立人が同資格を喪

失した 36 年 3 月 25 日の前後それぞれ 1 年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた二人の脱退手当金の記録を確認したところ、脱退手当金を受給したこととされているのは申立人のみであることが確認できることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、脱退手当金が支給されたこととなっている時期の約 4 か月後の 37 年 9 月 4 日であり、申立人が申立期間直後である 36 年 4 月以降の国民年金保険料を遡って納付していることを踏まえると、申立人自身が脱退手当金を請求する意志を有していたとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 12 月から A 社で勤務していたが、結婚のため 37 年 4 月末日で退職した。

平成 22 年 9 月、私の厚生年金保険加入記録が送付されてきたので、確認したところ、A 社で働いていた期間について、もらった覚えもない脱退手当金というものが支給されていることを初めて知った。

当時は、厚生年金保険制度及び脱退手当金という給付制度も知らなかったし、会社から脱退手当金の請求についての説明を受けた覚えも自分で請求したはずもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 5 月 1 日前後の一定期間（昭和 35 年 5 月 21 日から 42 年 2 月 1 日まで）に資格喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格がある 9 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は、申立人のほかには 1 人のみであり、9 人のうち事情を聴取できた 2 人については「会社から脱退手当金の説明はなかった。」としていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金の支給決定日が昭和 37 年 10 月 12 日となっていることを

踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、36年10月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金の支給に当たっては、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求となっている被保険者期間について、申立人は、「学校の紹介で、卒業と同時に同級生と一緒に初めて親元を離れて働いた工場であり、忘れるはずがない。」としており、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 21 日から 39 年 1 月 20 日まで
② 昭和 41 年 2 月 8 日から 42 年 9 月 13 日まで

私は、昭和 42 年 9 月に、それまで勤めていた A 社を退職した。

私は、当該事業所及び昭和 35 年 6 月から約 4 年間勤務した B 社における厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金を受給したことを満 60 歳になったときに社会保険事務所（当時）で聞いて初めて知ったが、脱退手当金の手続についても知らなかったし、受け取ったという記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、兄弟と同じ事業所で勤務（実際の勤務期間は相違している。）したとしており、当該未請求期間と申立期間②の間が約半月間であることを踏まえると、当該未請求期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間並びに申立期間①及び②に係る 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の前後に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 9 月 13 日の前後それぞれ 2 年以内に資格喪失し、かつ、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金を受給した者で事情聴取できた 5 人のうちの 2 人は、

「退職の際、会社から脱退手当金について説明はなかった。」、残りの3人は、「覚えていない。」としており、「説明はなかった。」としている2人のうちの1人は、「自分が社会保険事務所（当時）で手続きして脱退手当金をもらった。」としており、事業主による代理請求の可能性は低いと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年7月1日から同年8月1日までの期間及び15年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、12年7月の標準報酬月額に係る記録を24万円、15年4月から同年7月までの標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から17年11月24日まで

私は、平成11年4月から17年11月までA社に勤務していたが、「ねんきん定期便」を見て、申立期間については、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額や保険料控除額に見合う額よりも低くなっていることが分かった。

私が保管している申立期間の一部に係る給与支払明細書により、申立期間当時の給与額や保険料控除額が確認できるので、申立期間における標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判

断することとなる。

また、i) A社から提出された申立期間に係る内容の異なる複数の賃金台帳のうち、同社が実際の給与支払内容を記載していたとする台帳（以下「実際の賃金台帳」という。）における申立人の申立期間に係る給与支給額（所得税の課税対象額。通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の年間の合計額が、申立人の所得税の源泉徴収に関する資料（申立人の平成12年から17年までの各年の給与支払報告書（個人別明細書））における「支払金額」及び「社会保険料等の金額」とそれぞれ一致していること、ii) 同社から提出された全従業員の各月ごとの賃金を整理した賃金台帳によると、各月の全従業員分の給与支給額（通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の合計額は、同社の総勘定元帳（勘定科目は給料手当及び法定福利費）に記載されている各月のそれぞれの額と一致しているところ、当該賃金台帳により確認できる申立人の申立期間に係る各月の給与支給額及び社会保険料控除額が、前述の実際の賃金台帳により確認できるそれぞれの額と一致していることから、実際の賃金台帳は、申立人の申立期間に係る実際の給与支払内容が記載されたものと推認される。

したがって、申立期間のうち、平成12年7月1日から同年8月1日までの期間及び15年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された実際の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、12年7月は24万円、15年4月から同年7月までは15万円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された申立人の平成12年7月に行われた標準報酬月額の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び14年10月に行われた標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、同社は、申立人の12年4月から同年6月までの期間の各月の報酬月額を12万500円、14年5月から同年7月までの期間の各月の報酬月額を12万1,100円として届出を行っていることが確認できるところ、同社は、実際の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年8月1日から15年4月1日までの期間及び同年8月1日から17年11月24日までの期間の標準報酬月額については、A社から提出された当該期間に係る実際の賃金台帳に記載されている厚生年

金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と一致又は低くなっていることが確認できるところ、同社の事務担当者は、「当時、経営上の問題で、申立人を含む全従業員の標準報酬月額を下げる手続きを行い、当該月額に基づき保険料を控除していたが、事情により実際の支給内容とは異なる給料支払明細書を交付していた。」としている上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 12 年 8 月 1 日から 15 年 4 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から 17 年 11 月 24 日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 12 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、60 歳になって社会保険事務所（当時）に年金の請求手続に行った時に、申立期間については脱退手当金を受給したことになることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、A 社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 1 月 1 日時点において、36 年の厚生年金保険法の改正に伴う経過措置には該当しないため、受給要件を充足せず、40 年の同法の改正により同年 6 月以降受給できるようになったことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該被保険者期間は 20 か月と比較的長期間であることを踏まえると、申立人がこれを失念して請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月5日から23年3月7日まで

私は、昭和21年3月5日から23年3月6日までA社に勤務していたが、年金事務所に確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給された記録となっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、「私は、A社に入社する際、前の会社から受け取った厚生年金保険被保険者証を提出した。」としており、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、時期は不明であるものの、申立期間に払い出された申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が申立期間より前に払い出されていた申立人の番号に統合する重複取消処理が行われていることが確認できるところ、当該被保険者名簿において、番号の重複取消処理が行われていることが確認できる複数の者（申立人を含む。）の重複取消処理前の番号に係る旧台帳は、いずれも確認することができず、申立人は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失後、約13年間公的年金に加入していないことを踏まえると、当該重複取消処理は、申立人

が同社に在籍していた当時に行われたものとするのが自然であり、当該重複取消処理が行われた結果、未請求となっている被保険者期間と申立期間が同一の番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない被保険者期間が存在することは、事務処理上不自然である。

また、前述の被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている男性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和23年3月7日の前後それぞれ2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格がある16人（被保険者資格を喪失した日から1か月以内に別の事業所に係る同資格を取得した者を除く。）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給した者は、申立人を含む3人のみであり、事業主が申立人の委任に基づき代理請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月6日から22年10月1日まで
② 昭和22年10月1日から24年12月1日まで
③ 昭和25年4月1日から同年8月1日まで
④ 昭和26年1月5日から28年7月1日まで

私は、A社が昭和28年6月末で閉鎖となるまで同社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に年金の請求手続に行った時に、申立期間については脱退手当金を受給したことになることが分かった。

しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる女性のうち、脱退手当金の受給資格がある18人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金が支給決定されている者は申立人を含む4人のみである上、当該4人のうちの2人は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9年後に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、当該未請求期間に係る事業所は、申立人が最初に勤務した事業所である上、被保険者期間は14か月であることを踏まえると、申立人がこれを失念して請求するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）及びオンライン記録により確認できる脱退手当金の支給額は、いずれも法定支給額と一致しない上、当該台帳において、脱退手当金の資格期間は、申立期間①から④までを合計した81月と記載されているにもかかわらず、申立期間③の被保険者記録が記載されていないことを踏まえると、適正な事務処理が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月4日から22年8月4日まで
② 昭和23年8月2日から25年11月24日まで

申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和26年2月7日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人に係る脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、一定期間（原則20年）以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間②の事業所を退職した以降、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月1日から36年4月11日まで
日本年金機構から脱退手当金の受給に関する確認のはがきが届き、申立期間については脱退手当金が支給されていることが分かった。
しかし、申立期間以前の脱退手当金の支給対象となっていない期間については、申立期間と同じ番号で管理されていたと思うし、私は、脱退手当金を請求していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性（申立人を含む。）のうち、申立人が同資格を喪失した昭和36年4月11日の前後それぞれ1年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた12人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうち11人が当該事業所に係る資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当該11人のうち事情を聴取できた1人は、「経理担当者から脱退手当金について説明があった。請求手続は会社がしてくれたと思う。」としていることから、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月28日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）には脱退手当金の算定のために必要となる標準

報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、「申立期間以前の脱退手当金の支給対象となっていない期間については、申立期間と同じ番号で管理されていたと思う。」としているものの、当該未請求期間の事業所に係る被保険者名簿において確認できる申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る番号とは異なっている上、当該未請求期間が短期間（4か月）であること及び脱退手当金が当該未請求期間の事業所に係る資格喪失日（昭和26年9月13日）から約10年後に支給決定されていることを踏まえると、裁定請求の際、申立人が当該未請求期間を失念していたことも考えられるなど、申立期間前にある未請求期間だけをもって不自然な請求とは言えず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 29 日から 38 年 12 月 21 日まで
年金事務所から送られてきた通知によると、私は、申立期間について、昭和 39 年 2 月 25 日に脱退手当金を受給したことになっているが、退社後すぐに実家に帰ったので、この時点において、転居していることから、請求も受給もできなかったと思う。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性（申立人を含む。）のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 38 年 12 月 21 日の前後それぞれ 1 年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた 3 人（被保険者資格を喪失した日から 4 か月以内に別の事業所に係る同資格を取得した者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に、当該事業所に係る資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できることから、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額については、計算上の誤りは無く、支給決定日についても、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 2 月 25 日となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、「私は、退社後すぐに実家に帰ったので、脱退手当金が支給決定されたという時期に、請求も受給もできなかったと思う。」としているが、原戸籍の附票が保存されていないため、申立期間に係る被保険者資格喪失直後の申立人の住所を確認することができないほか、脱退手当金は、請求から支給まで数か月を要する場合もあることを考慮すると、本件では、転居前に申請された可能性がある上、脱退手当金の受給については、裁定を行った社会保険事務所（当時）以外の金融機関において受領することができたことから、当該主張をもって申立期間に係る脱退手当金の請求及び受給ができなかったものとはいえず、ほかに当該脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から27年9月15日まで
② 昭和27年9月22日から30年11月21日まで

私は、昭和25年4月1日にA市のB社に入社し、27年9月まで勤務したのち、C社に転職し、30年11月の中旬に退職するまで勤務していた。このたび、私の年金記録を調べたところ、これらの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を、31年2月4日に受け取っていたことになっていることが分かった。退職後すぐの30年11月下旬にはD県E郡F町の実家に戻り、以来、一度もA市には戻ったことが無く、私の家族も親戚もA市には住んでいなかったのに、私が脱退手当金を受け取ったことになっていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した前後の昭和26年7月1日から30年8月1日までに同資格を取得した女性のうち、申立人が同資格を喪失した同年11月21日の前後それぞれ3年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた19人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11人に脱退手当金が支給されていることが確認でき、そのうち7人が当該事業所に係る資格喪失日から6か月以内に支給決定されている（いずれも申立人を含む。）上、申立人に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定がなされた昭和31年2月4日には、「D県E郡F町G地区（現在は、H市I地区）*番地に居住しており、A市にはいなかった。」としているところ、支給決定を行った社会保険事務所（当時）の管轄外に居住している者への脱退手当金の支払は、銀行又は郵便局の窓口で受け取る隔地払いの方法もあり、申立人が脱退手当金を受給できた可能性も否定できない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年2月4日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）の保険給付欄には、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されている上、その支給額に計算上の誤りは無く、オンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

加えて、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 26 日から同年 12 月 10 日まで

私は、昭和 40 年 6 月から同年 12 月まで A 社に B 職として勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間において、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社は、昭和 49 年 8 月 1 日に C 社へ名称を変更しているところ、同社に係る申立人の雇用保険の記録により、申立人は、40 年 6 月 28 日から同年 8 月 26 日まで A 社に勤務していたことが確認できるものの、申立期間における雇用保険の記録は確認できない上（昭和 40 年 8 月 26 日は除く。）、申立人が覚えている同僚は所在が不明であるため事情を聴取できないほか、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立期間における申立人の勤務実態について確認することができない。

また、オンライン記録により、C 社は、平成 14 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社の事業主であった者は、「C 社は、既に倒産しており、当時の資料も無いので、届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間及びその前後の期間について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の厚生年金保険被保険者記録以外に申立人の被保険者記録は確認できない上、既に確認されている申立人の被保険者記録は、申立人の雇用保険の記録とほぼ一致してい

ることが確認できるほか、前述の複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月21日から27年3月20日まで
② 昭和31年11月1日から32年7月2日まで

私は、A社B工場に申立期間を含め4回勤務していたが、年金事務所に確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。

同社B工場を退職した後、失業保険を受け取っていた記憶はあるが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間は、同一の事業所に係るものであり、かつ、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていたにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）を見ると、前述の未請求の厚生年金保険被保険者期間は記載されていないものの、申立期間①及び②に係る脱退手当金が、申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年9月6日に支給決定されていることが確認できる上、支給額に計算上の誤りが無いなど、脱退手当金の支給決定に関する事務処理が不合理であったとまでは言い難い。

また、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後10ページに記載されている女性のうち、申立期間②における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年

7月2日の前後それぞれ2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格がある申立人を含む57人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、38人に脱退手当金が支給決定されており、当該38人のうちの31人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた状況がうかがえる。

さらに、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立人が、申立期間②の後の昭和34年10月29日に申立期間①及び②と同じ事業所であるA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を再取得した際には、申立期間①及び②とは別の記号番号が払い出されていることから、脱退手当金を受給したために別の記号番号が払い出されたものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月5日から30年4月13日まで

私は、昭和25年4月から30年4月までA社に勤務していたが、年金事務所に確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。

しかし、同社を退職した後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年4月13日の前後それぞれ2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格がある27人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、18人に脱退手当金が支給決定されており、当該18人のうち、申立人を含む9人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当該9人のうちの1人は、「会社から脱退手当金を受け取ったと思う。」としていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた状況がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）において支給記録が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和30年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 7 月から 39 年 7 月まで A 社に勤務していたが、年金事務所に確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。

しかし、同社を退職した後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険被保険者記録が確認できる女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 8 月 1 日の前後それぞれ 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格がある 30 人（被保険者資格を喪失した日から 1 か月以内に別の事業所において同資格を取得した者を除く。）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人に脱退手当金が支給決定されており、当該 18 人のうち、申立人を含む 9 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当該原票において、43 年 8 月 1 日に同資格を喪失し、約 2 か月後の同年 9 月 24 日に脱退手当金の支給記録が確認できる者は、「会社から脱退手当金の説明を受け、会社で手続きしてもらったと思う。」としていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性も否定できない。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 9 月 22 日に

支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 1 月 1 日から 38 年 12 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、年金事務所に確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。

しかし、同社を退職した後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 1 月 1 日の前後それぞれ 2 年以内に被保険者資格を喪失したことが確認できる女性のうち、脱退手当金の受給資格がある 13 人（被保険者資格を喪失した日から 2 か月以内に別の事業所において同資格を取得した者を除く。）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 人に脱退手当金が支給決定されており、このうち申立人を含む 5 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、同じ日に脱退手当金が支給決定されている者が複数いることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた状況がうかがえる。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 3 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 17 日から 41 年 6 月 26 日まで

私は、昭和 36 年 3 月から 41 年 6 月まで、A社に勤務していたが、年金事務所に確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

退職した際、退職金を受け取ったことは覚えているが、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書の写しを見ると、その住所欄には、申立人がA社を退職した後に転居したとする実家の住所が記載されている上、社会保険事務所（当時）から当該裁定請求書に係る押印漏れの是正を申立人に依頼した旨の文書が当該裁定請求書の写しに添付され、依頼どおり押印されていることが確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年10月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 13 日から 41 年 3 月 8 日まで

私は、昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月までA社に勤務していたが、年金事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給した这件事情になっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書の写しによると、その住所欄には、申立人がA社を退職した後に転居したとするB市の実家の住所が記載されている上、B市の郵便局に隔地払いを行ったことが確認できることから、申立期間の脱退手当金の請求は、申立人の意志に基づき行われたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。